

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

評議員、理事、監事選任規程

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会評議員、理事、監事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条及び定款第18条の規定に基づき評議員及び理事、監事の選出区分について必要な事項を定めるものとする。

(評議員及び理事、監事の選任)

第2条 評議員及び理事、監事の選任は次のとおりとする。

1. 評議員は、表1に掲げる区分により、理事会において候補者の推薦をし、評議員選任・解任委員会において選任する。
2. 理事及び監事は、表1に掲げる区分により評議員会において選任する。
3. 評議員選任・解任委員会の設置運営に関する細則は別に定める。

表1 (評議員、理事、監事選出区分)

区分		評議員	理事	監事	選出範囲
1	住民組織の代表	1名以上	1名以上		自治会、女性組織、青年組織、商工会等
2	福祉専門機関、団体の代表	1名以上	1名以上	1名以上	民生（児童）委員、社会福祉施設、ボランティア団体等
3	当事者団体の代表	1名以上	1名以上		障がい（児）者団体、母子、父子団体、老人クラブ等
4	関連分野団体の代表	1名以上	1名以上		社会教育、学校教育関係、医療関係、関連行政機関等
5	学識経験者	1名以上	1名以上	1名以上	監事においては社会福祉法に規定する財務諸表等を監査する者
定数		11名以上 21名以内	6名以上 10名以内	2名以上 3名以内	

(規程の改廃)

第3条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和3年3月10日から施行する。